

全日本吹奏楽コンクール中国大会小編成の部実施規定

第1条 全日本吹奏楽コンクール中国大会小編成の部は、各県吹奏楽連盟から推薦された団体が参加して毎年8月に実施する。

第2条 主管県は、その年毎に中国五県の持ち回りとし、その順は次のとおりとする。

鳥取 — 岡山 — 山口 — 島根 — 広島

第3条 選出母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。

鳥取県吹奏楽連盟	島根県吹奏楽連盟
岡山県吹奏楽連盟	広島県吹奏楽連盟
山口県吹奏楽連盟	

第4条 理事会は、その年度の実施期日および会場など必要事項を前年度3月までに決定する。

第5条 「小編成の部」の出場資格は、県大会の申し込み時の部員数が20名以内であること。

第6条（資格・課題曲・自由曲および演奏時間）

①中学生・高等学校の部に限るものとする。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める）

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第6条第1項(1) - ②、③に該当しない団体の参加については、常任理事会でこれを検討し、総会で参加の可否を決定する。

②自由曲のみとする。

③演奏時間は7分以内とする。演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

④この部門に参加する生徒又は団体は他の部門に重複して参加することは出来ない。その他のことについては、全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

⑤複数の学校による合同での参加も可とする。中学校と高等学校の合同も認める。その際は高等学校の部に参加すること。

第7条（県代表団体の報告）

各県吹奏楽連盟は、全日本吹奏楽コンクール中国大会開催日の2週間以前に県吹奏楽コンクールを実施し、代表団体を理事長・主管県理事長に報告する。

各県代表団体数は次の通りとする。

- ① 中学生の部・・・・・・2団体
- ② 高等学校の部・・・・・・2団体

ただし、当面は各県吹奏楽連盟の実情に応じて3：1を限度として割合を調整できるものとする。

主管県は上記の団体数に中学生の部、高等学校の部それぞれ1団体増とする。

第8条（代表団体）

全日本吹奏楽コンクール小編成の部が実施されていないため、両部門とも代表団体として理事長が推薦することはない。

第9条（審査員）

審査員の構成と人選については、吹奏楽コンクール中国大会（中学生・高等学校・大学・職場一般の各部門）に準じて選出する。

第10条 各県吹奏楽連盟への連絡と対応については次のとおりとする。

- ① 理事長は、前年度末までに審査員を各県吹奏楽連盟に通知する。
- ② 開催要項には審査員名を明記する。

第11条（共催・後援・協賛）

全日本吹奏楽コンクール中国大会小編成の部実施に当たって、理事長が必要と認めた場合は共催および後援・協賛団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第12条 全日本吹奏楽コンクール中国大会実行委員会は、主管県でこれを組織する。

第13条 その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

第14条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第15条 この規定は平成12年4月より施行する。

平成13年 2月24日	一部改正	平成14年 5月10日	一部改正
平成15年 5月 9日	一部改正	平成16年 5月14日	一部改正
平成16年10月 1日	一部改正	平成17年 2月 5日	一部改正
平成26年 5月 9日	一部改定	平成31年 4月26日	一部改定
令和5 年 4月28日	一部改定	令和6 年 4月26日	一部改定
令和7 年 4月25日	一部改定		